

野田市告示第222号

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）第9条の2第1項の規定に基づき、野田市告示第36号において別途野田市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年10月20日

野田市長 鈴木 有

都道府県名	地 域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町